

体育施設使用料の減免

- 施設使用料(専用使用)の減額又は免除(以下「減免」という。)をすることができる場合は、別表第1のとおりです。
- 夜間照明、固定照明設備、附属施設及び附属器具(以下「夜間照明等」という。)の使用については、減免できません。(別表第2、別表第3を除く)
- 使用料の減免を受けようとするものは、周南市体育施設使用料減免申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて提出してください。

別表第1

体育施設名	使用料の減免ができる場合
周南市総合スポーツセンター	1 免除 市又は教育委員会が主催するとき。
周南市庭球場	2 50パーセント減額 次に掲げるものがスポーツ若しくはレクリエーションの振興、文化の向上又は福祉の増進を図る目的で入場料又はこれに類するものを徴収しないで専用使用する場合
周南市陸上競技場	(1) 行政目的で使用する市以外の官公庁 (2) 市内に設置された公共的団体 (3) 市内に設置された学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体 (4) 市内で組織された身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)第4の1に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付

	受けている者の団体
周南市野球場	1 免除 (1) 市又は教育委員会が主催又は共催するとき。 (2) 市内に設置された公共的団体が、市内の居住者を対象に、体育、スポーツ及びレクリエーションの活動を入場料又はこれに類するものを徴収しないで使用するとき。 (3) 体育施設の指定管理者が当該管理運営施設を行政目的で使用するとき。 (4) 市内に設置された学校教育法第1条に規定する学校(大学、短大及び高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。)は除く。)及び社会福祉施設の学生、生徒、児童及び幼児により組織された団体が教育目的で使用するとき。 (5) 市内で組織された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の団体が使用するとき。
周南市ソフトボール球場	(6) 周南市大道理地区体育館又は周南市長穂地区体育館を使用する場合であって、別表第2右欄に掲げる場合に該当するとき。
周南市アーチェリー場	2 50パーセント減額 (1) 市以外の官公庁が行政目的で使用するとき。 (2) 市内に設置された大学(短大及び高等専門学校を含む。)が体育、スポーツ又はレクリエーションの活動で使用するとき。 (3) 使用者の半数以上が、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で市外の者を含んで使用するとき。
周南市補助競技場	3 30パーセント減額 市又は教育委員会が後援するとき。ただし、入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。
周南市運動広場	4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合であっても上記1 (2)に規定する公共的団体が有料の催しをする場合は、 条例別表第2
周南市市民黒岩グラウンド	
周南市大道理地区体育館	
周南市長穂地区体育館	
周南市新南陽プール	
周南市新南陽球場	
周南市新南陽体育センター	
周南市高瀬サン・スポーツランド	
周南市熊毛武道館	
周南市熊毛体育センター	
周南市鹿野プール	
周南市鹿野庭球場	
周南市鹿野総合体育館	

	<p>の備考の欄の4に定める100倍の適用は免除する。</p> <p>5 市長が定める割合の減額</p> <p>その他市長が特に必要と認めるとき。</p>
--	--

備考 この表において「公共的団体」とは、連合婦人会、PTA連合会、高等学校PTA連合会、こども会育成連絡協議会、ボイスカウト地区団、ガールスカウト地区団、海洋少年団、小学校体育連盟、中学校体育連盟、地域クラブ(周南市地域クラブに係る方針(令和5年10月周南市教育委員会策定))に規定する周南市地域クラブのうち、営利を目的とせず、市内の小学生及び中学生に対してスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体をいう。以下同じ。)、高等学校体育連盟、文化協会、ユネスコ協会、自治会連合会、コミュニティ推進連絡協議会、老人クラブ連合会、スポーツ協会及びこれに加盟する団体並びに地区体育振興会及びこれに類する団体をいう。

別表第2 附属器具使用料が免除となる場合

周南市大道理地区体育館	次に掲げるいずれにも該当する場合
	1 団体の構成員の半数以上が市内に居住しているとき。
周南市長穂地区体育館	2 団体の構成員のうち、市内に居住する成年者のうちの一人が周南市学校施設のスポーツ開放に関する規則(平成15年周南市教育委員会規則第15号。以下「スポーツ開放規則」という。)第4条に規定する管理指導員として登録されているとき。 3 スポーツ開放規則に定めるスポーツ開放の団体としての登録書を提出しているとき。

別表第3(第5条関係) 夜間照明又は固定照明設備使用料が免除となる場合

<u>周南市高瀬サン・スポーツランド</u>	<u>地域クラブが使用するとき。</u>
<u>地区総合運動場</u>	
<u>周南市鹿野庭球場</u>	